

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和3年10月15日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.17	第4章 第1節 (3)技能水準に関するもの 【留意事項】 5つ目 (注1) ・1つ目	・「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)	・「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。) * 本章第3節(4)【留意事項】を参照
2	P.17	・7つ目	(新設)	・「特定活動(サマージョブ)」
3	P.36	第3節 (2)納税義務のほか 公的義務の履行に関するもの 【確認対象の書類】	(新設)	【確認対象の書類】 国税 確定申告をしていない場合 ・直近1年分の個人住民税の課税証明書 ・住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票

				<p>* 確定申告が必要な場合については、【留意事項】を参照</p> <p>確定申告をしている場合</p> <ul style="list-style-type: none">・源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税を税目とする納税証明書(その3)・上記税目のうち，未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で，備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <p>* 納税緩和措置(換価の猶予，納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合</p> <p>地方税</p> <ul style="list-style-type: none">・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書・納税緩和措置(換価の猶予，納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し <p>* 納税緩和措置(換価の猶予，納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p>国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。)・国民健康保険料(税)納付証明書・納付(税)緩和措置(換価の猶予，納付の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し <p>* 納付(税)緩和措置(換価の猶予，納付の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが国民健康保</p>
--	--	--	--	---

				<p style="text-align: center;">料(税)納付証明書に記載されていない場合</p> <p style="text-align: center;">国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者記録照会回答票(基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。) ・国民年金保険料領収証書の写し(在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)又は被保険者記録照会(納付)(基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。) <p style="padding-left: 2em;">* 国民年金保険料領収証書の写し(在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。</p> <p style="padding-left: 2em;">* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付)に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p style="text-align: center;">上記のいずれかに滞納がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的義務履行に関する誓約書(参考様式第1-26号) ・納付緩和措置(換価の猶予、納税(納付)の猶予又は納付受託等)又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることその他納付できないことにやむを得ない事情があることを疎明する資料 <p style="padding-left: 2em;">*「疎明する資料」の詳細については、地方出入国在留管理局にお問合せください。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には、納税義務や社会保険料納付
--	--	--	--	--

義務が履行されていないと、在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか、許可がされないこととなりますので、採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。なお、税や社会保険料の納付意思を有し、納付に向けた手続を行っているものの、在留期限から2か月後までに納付を行うことができないことにやむを得ない事情がある場合には在留資格変更許可申請時に関係資料([確認対象の書類] の「 上記のいずれかに滞納がある場合」を参照)を提出してください。

留学生から特定技能へ移行する場合など、外国人が同一年内に複数の勤務先からの収入があるなどの場合には、現在の勤務先又は最寄りの税務署に対して確定申告を行う必要がないか確認が必要です。

- 特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱われます(特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものとは評価しません。)

国民健康保険料(税)納付証明書は、特定技能外国人が居住する市区町村(特別区を含む。)へ申請してください。

被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会(納付)は、日本年金機構の納付記録交付担当係(郵送申請・交付)又は年金事務所(窓口申請・郵便交付)へ申請してください。交付を急ぐ場合は最寄りの年金事務所

				へ御相談ください。
4	P.39	(4)外国人のこれまでの在留活動の状況,在留の必要性等に関すること 1つ目 ・4つ目 (注1) ・7つ目	(新設)	・「特定活動(サマージョブ)」
5	P.39	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 国税 確定申告をしていない場合 ・直近1年分の個人住民税の課税証明書 ・住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票 * 確定申告が必要な場合については,【留意事項】を参照 確定申告をしている場合 ・源泉所得税及び復興特別所得税,申告所得税及び復興特別所得税,消費税及び地方消費税,相続税,贈与税を税目とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち,未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で,備考欄に換価の猶予,納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの * 納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合 地方税	(削除)

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書
- ・納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
- * 納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合
国民健康保険
- ・国民健康保険被保険者証の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。)
- ・国民健康保険料(税)納付証明書
- ・納付(税)緩和措置(換価の猶予,納付の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
- * 納付(税)緩和措置(換価の猶予,納付の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが国民健康保険料(税)納付証明書に記載されていない場合
国民年金
- ・被保険者記録照会回答票(基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。)
- ・国民年金保険料領収証書の写し(在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)又は被保険者記録照会(納付)(基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。)
- * 国民年金保険料領収証書の写し(在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)を提出する場合は,被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

			<p>* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付)に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>上記のいずれかに滞納がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的義務履行に関する誓約書(参考様式第1-26号) ・納付緩和措置(換価の猶予、納税(納付)の猶予又は納付受託等)又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることその他納付できないことにやむを得ない事情があることを疎明する資料 <p>*「疎明する資料」の詳細については、地方出入国在留管理局にお問合せください。</p>	
6	P.39	【留意事項】	<p>○ 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には、納税義務や社会保険料納付義務が履行されていないと、在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか、許可がされないこととなりますので、採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。なお、税や社会保険料の納付意思を有し、納付に向けた手続を行っているものの、在留期限から2か月後までに納付を行うことができないことにやむを得ない事情がある場合には在留資格変更許可申請時に関係資料(〔確認対象の書類〕の「上記のいずれかに滞納がある場合」を参照)を提出してください。</p> <p>留学生から特定技能へ移行する場合など、外国人が同一年内に複数の勤務先からの収入があるなどの場</p>	<p>技能実習中の者(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)は、原則として「特定技能」への在留資格変更は認められません。ただし、計画の途中で技能実習を終了し、特定技能へ移行することについてやむを得ない事情がある場合には、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。</p> <p>「やむを得ない事情」とは、例えば、本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習3号へ移行した場合などが想定されます。</p> <p>なお、技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の都合により、技能実習を行わせることが困難となった場合等においては、責任を持って監理団体等が</p>

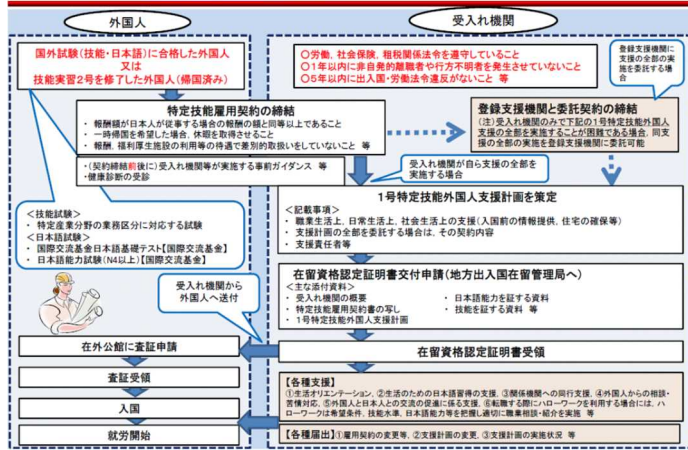
			<p>合には、現在の勤務先又は最寄りの税務署に対して確定申告を行う必要がないか確認が必要です。</p> <p>○ 特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱われます(特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものとは評価しません。)。</p> <p>国民健康保険料(税)納付証明書は、特定技能外国人が居住する市区町村(特別区を含む。)へ申請してください。</p> <p>被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会(納付)は、日本年金機構の納付記録交付担当係(郵送申請・交付)又は年金事務所(窓口申請・郵便交付)へ申請してください。交付を急ぐ場合は最寄りの年金事務所へ御相談ください。</p>	<p>他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の実習継続に向けた円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられていますので、御留意ください(技能実習法第51条)。</p> <p>また、技能実習2号を良好に修了した技能実習生の進路については、技能実習生が最善の選択をできるよう、監理団体及び実習実施者において必要な情報を提供するとともに、技能実習生の意思を十分に尊重した対応をとることが求められます。</p>
--	--	--	--	---

7

別紙1の1

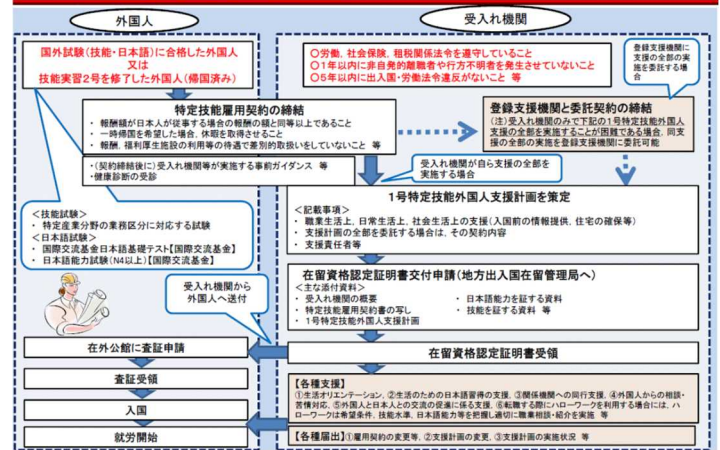
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（海外から採用するケース）

<別紙1の1>



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（海外から採用するケース）

<別紙1の1>

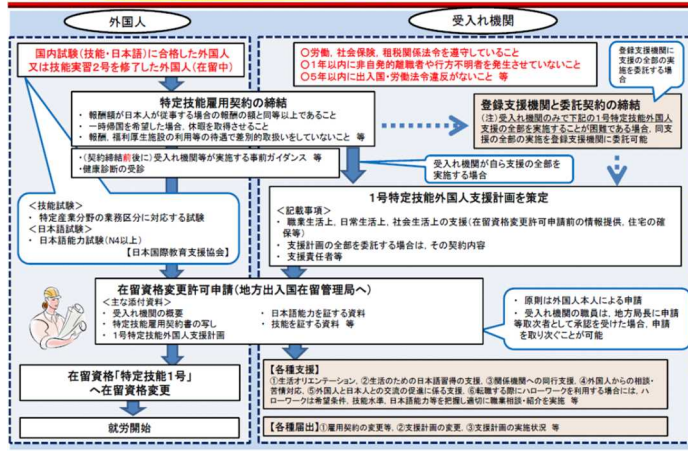


8

別紙1の2

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（国内在留者を採用するケース）

<別紙1の2>



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（国内在留者を採用するケース）

<別紙1の2>

